

平成22年度第1回葛飾区消費生活対策審議会

平成22年7月9日
消費者学習室

次 第

- 1 開会
- 2 部長挨拶
- 3 委員自己紹介
- 4 事務局紹介
- 5 会長選出
- 6 職務代理者選出
- 7 議題
 - (1) 今次の審議会運営について
 - (2) 消費者施策の実施状況について
 - (3) その他
- 8 閉会

葛飾区消費生活対策審議会委員名簿

平成22年7月9日現在

氏 名	区 分	所 属	備 考
島田 和夫	学識経験者	東京経済大学教授	再任
矢頭 範之	学識経験者	司法書士・土地家屋調査士	再任 (社)成年後見センター・ リーガルサポート専務理事
谷茂岡 正子	消費者団体	葛飾区消費者団体連合会 会長	再任
黒崎 照子	消費者団体	葛飾区消費者団体連合会 副会長	再任
原田 夕起子	消費者団体	葛飾区消費者団体連合会	コープとうきょう葛飾区コ ープ会責任者
鈴木 繁夫	公募区民		
林 勝則	公募区民		
小林 亜希子	公募区民		

今次（本日から2年間）の審議会運営について

1 これまでの経緯

消費生活相談については3,000件を超える高い水準にあるとともに、振り込め詐欺にみられるように、手口も悪質かつ巧妙化してきています。

この状況を踏まえ、葛飾区は、区民の安全で安心できる消費生活を確保するため、平成19年12月に葛飾区消費生活条例（以下「条例」という。）を制定し、平成20年4月1日から施行しました。本条例では、「消費者基本法」（平成16年6月2日改正施行）の趣旨に従い消費者の権利を明確にしているほか、区・事業者の責務及び消費者の役割についても明文化しています。

本審議会は消費者施策を推進し、特に被害の未然防止を効果的に行っていくために、条例第27条に基づき区長の附属機関として設置され、委員については学識経験者、消費者団体代表のほかに、公募区民の方を加え、消費者施策に関する区長からの諮問に対して、幅広い立場から提言をいただきます。

平成20年度の諮問事項は、審議会の設置初年度ということもあり、「葛飾区の消費者行政のあり方について - 主として消費者被害の未然防止の視点から - 」というテーマとしました。平成20年度は3回（7月9日、11月13日、2月20日）、21年度は4回（4月22日、9月11日、12月17日、3月11日）開催して様々な角度から検討し、途中21年6月12日の中間答申を経て、22年3月30日に別添の区長あての答申をいただきました。

2 今次の運営方針案

以上の答申を踏まえ、今次の審議会は、答申内容の実施状況を整理し、実現に当たって課題があるものについては、条例第27条第3項に基づき、ご意見をいただければと考えています。したがって、今次におきましては、区長からの新たな諮問は考えておりません。

3 今次の開催予定

22年度 10月、1月

23年度 5月、9月、2月

消費生活対策審議会答申実施状況

H 2 2 ・ 7 ・ 9 現在

1

答 申 項 目	実 施 状 況
(1) 消費者被害の防止・救済、消費生活センターの拡充	
ケーブル・FMを活用したセンター周知	FMによる周知は年2回程度実施
訪問相談	
小・中学校との連携（組織全体で関わる体制確立）	
展示室の見直し（ハード・ソフト両面）	ハード面は20年度一部実施済み。22年度は図書コーナー改修を実施予定。ソフト面についても図書類のチェック及び啓発ビデオの放映を実施予定
パソコン配置による最新情報の提供	23年度実施に向け検討中
案内看板の設置等によるセンター認知度アップ	21年度実施
ヘルパー、ケアマネジャー、民生委員等との連携	必要に応じて民生委員協議会に対して情報提供を実施
成年後見制度の活用支援	21年度消費者セミナーを実施。22年度講演会実施予定
不特定多数の人が集まる場所での啓発ビデオ	
FM放送を活用した情報発信	FM放送による情報発信は年2回程度実施
(2) 消費者教育の拡充	
出前講座、講師派遣制度の周知	自治町会、民生委員協議会等を通じて適宜周知
大学と連携による連続講座	21年度従来の消費生活モニター向け研修を一般区民向けの連続講座として試行。22年度区民大学の1講座として連続講座を実施予定
長期継続事業の見直し	消費生活モニターの業務内容について、22年度一部実施
早期教育の実施	
消費者担当教員に対する効果的な情報提供	21年度小・中学生向けの冊子作成。22年度から各学校に情報提供して実施

消費生活対策審議会答申実施状況

答 申 項 目	実 施 状 況
(3) 葛飾区の消費者行政体制の強化	
相談員の増員、研修	21年度から研修の参加機会の増を実施
専任職員の増員、研修	
「弁護士アドバイザー制度」の導入	22年度から実施
「消費者行政支援専門員」(仮称)の創設	
ホームページの改善	随時実施
(4) 安全・安心に暮らせる地域社会の構築	
需要調査の必要性	
「社会のなかで孤立」する高齢消費者への支援	
「買物困難な高齢消費者」への支援	